

2006
2.1

広報

はむら



五ノ神社のお地藏さん

CONTENTS

平成 18 年 4 月 1 日から使用料などを改定します	1
羽村市長期総合計画審議会委員を募集します	3
確定申告はお早めに	4

■お知らせ	5
■子どものページ	15
■テレビはむら	16

■健康ガイド	17
■2月の相談日ほか	18

＜あなたのハッピーコミュニケーション展示作品より＞

2月5日(日)まで、図書館で「あなたのハッピーコミュニケーション」をテーマにした作品展示会を行っています。皆さんの作品をぜひご覧ください。

平成18年4月1日から 使用料などを改定します

証明手数料

問合せ

市民課受付係

- 「羽村市事務手数料条例」が改正されました。
平成18年4月1日（到着分）から、本人以外が
郵送で次の証明を請求した場合は、1通につき
400円の手数料がかかることになりました。
- 身分証明
 - 住民票の写し
 - 戸籍の附票の写し
 - 除かれた住民票の写し
 - 除かれた戸籍の附票の写し
 - 住民票記載事項証明
 - 戸籍の附票の記載事項証明
 - 不在住証明
 - 不在籍証明

条例改正などにより、次の料金などを平成18
年4月1日から改定します。
皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料

4月1日から下水道使用料を 平均で16.25%改定します

■ 下水道使用料の改定（2か月） ■

区分	排出量 (2か月)	改定 使用料	現行 使用料	引上げ額
基本使用料	20 m ³ 以下	704 円	640 円	64 円
	20 m ³ を超え 40 m ³ 以下	1 m ³ につき 72 円	60 円	12 円
従量使用料	40 m ³ を超え 100 m ³ 以下	1 m ³ につき 96 円	80 円	16 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ 以下	1 m ³ につき 120 円	100 円	20 円
	200 m ³ を超え 400 m ³ 以下	1 m ³ につき 150 円	125 円	25 円
	400 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下	1 m ³ につき 186 円	155 円	31 円
	1,000 m ³ を超え 2,000 m ³ 以下	1 m ³ につき 209 円	190 円	19 円
	2,001 m ³ 以上	1 m ³ につき 253 円	230 円	23 円

※排出量 20 m³以下の分は基本使用料です。それ
以外は1 m³当たりの単価です。

※下水道使用料は基本使用料と従量使用料の合計
額に100分の105を乗じて得た額となります。

市では、皆さんの生活を快適にし、住みよ
いまちづくりのために下水道施設の建設・維
持管理などの下水道事業を行っています。
下水道の維持管理における費用（下水道
管理費）としては、施設の補修費、人件費
などの経費（維持管理費）と、施設建設の
ために借入れた市債の返済金（市債の元
金・利子償還金）があります。これらの経
費のうち、雨水にかかる部分は公費（一般
会計からの繰入金）で賄い、汚水（トイレ、
風呂、洗濯、台所などの雑排水）にかかる
部分については原則として私費（下水道使
用料）で賄うことが理想とされています。
これは、自然現象から発生する雨水分は広
く一般の公費で負担し、個人から発生する
汚水分は、汚水の原因者である利用者に負
担を求めること（使用料の負担）が適切で
あるという考え方に基づくものです。

しかし、現在は汚水分の経費すべてを下
水道使用料で賄うことができず、一般会計
から不足分を補っている状況です。平成
16年度の決算でも、汚水分の経費の中で利
用者の負担率は64%で、残りの36%は一般
会計からの繰入金に依存することで、市の
財政を圧迫している状況になっています。
この負担率は、多摩26市の平均80%を大
きく下回り、現行使用料は平成10年4月に
改定して以来、7年間据え置いたまま現在
に至っており、負担率、使用料とも東京都
の市町と比較して低い状況になっています。
このような状況から、財政の健全化を図
るために、使用料を平成18年4月から平均
で16・25%改定することになりました。
今後も引き続き経費の節減を図り、下水
道経営の健全化に努めてまいります。

問合せ 下水道課業務係

動物公園の入園料

75 歳以上の方の入園料が無料

動物公園の入園料が次のとおり変更となります。

■ ■ 現行 ■ ■		■ ■ 変更後 ■ ■	
4 歳未満	無料	4 歳未満	無料
子ども (4 歳～中学生)	50 円	4 ～ 15 歳未満 (中学生まで)	50 円
大人	300 円	15 ～ 65 歳未満	300 円
		65 ～ 75 歳未満	100 円
		75 歳以上	無料

減免金額が変更になります

■ 市外の幼稚園、小学校などが学校行事などのために入園する場合

100 分の40 ↓ 100 分の20

※市内の幼稚園、小学校などは免除。

※詳しくは動物公園に直接お問い合わせください。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

国民健康保険税の税率など

国民健康保険は、加入されている被保険者が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源に、医療費やその他さまざまな給付を行う、相互扶助の制度です。

この給付をするための医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、毎年支払額が増加を続けています。このため、不足分を一般会計からの繰入金を増額するなどにより補ってまいりましたが、独立して経営することとなっている国民健康保険事業会計の財政は、年々厳しくなっています。

このような状況から、事業の健全な運営と被保険者の負担の公平を図るため、平成18年度から基礎課税額分（医療給付分）と介護納付金課税分（介護保険分）にかかる税率などを改定します。

※「所得割額」を計算する際に「所得」から控除されるのは、基礎控除の33万円です。社会保険料控除、配偶者控除などは適用されません。

※年度の途中で加入された場合は、加入月からの月割計算での課税となります
※災害や特別な事情で保険税の納付が困

難な場合は、保険税の軽減や減免の制度が受けられます。保険年金課窓口へご相談ください。

問合せ 保険年金課保険係

区 分	国民健康保険税の算定 〔所得割・資産割・均等割・平等割 の合計金額〕	税率等（年間）			
		医療給付分 〔被保険者全員〕		介護保険分 〔40 歳から 64 歳までの被保険者が世帯内にいる場合〕	
		改定後	現行	改定後	現行
所得割	前年の所得割課税対象額に対して	5.0%	4.8%	1.00%	0.84%
資産割	土地・家屋の固定資産税額に対して	13%	20%	廃止	2.5%
均等割	被保険者一人あたり	23,000 円	15,000 円	11,000 円	5,800 円
平等割	一世帯あたり	1,200 円	6,500 円	廃止	2,000 円
課税限度額（年間）		53 万円	50 万円	8 万円	7 万円

羽村市長期総合計画審議会委員を募集します

この長期総合計画は、現在、前期基本計画をもとに進めています。この計画が平成18年度で終了するため、後期5か年の基本計画（平成19年度～平成23年度）の策定に向けて準備を進めています。

平成	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	(年度)
基本構想											
基本計画											
	前期基本計画					後期基本計画					

FAX 554-12921

※土・日曜日は、市・都民税の申告のみ市役所1階課税課で受け付けます

確定申告はお早めに